広島県教育委員会教育長訓令第五号

本

地 方 機 関

学校以外の教育機関

広島県教育委員会事務局等文書管理規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成二十二年四月一日

教育長 榎 田 好

広島県教育委員会事務局等文書管理規程の一部を改正する訓令

広島県教育委員会事務局等文書管理規程 の一部を次のように改正する。 (昭和三十七年広島県教育委員会教育長訓令第四

第十号の次に次の一号を加える。 第二条中第十三号を第十四号とし、 第十二号を第十三号とし、 第十一号を第十二号とし、

十一 電子申請システム 県の機関等(広島県行政手続等における情報通信の技術 等をいう。以下同じ。)を受ける者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続し をいう。)の使用に係る電子計算機と申請等 た電子情報処理組織を利用して、 に関する条例(平成十六年広島県条例第三十八号)第二条第二号に規定する県の機関等 ムをいう。 いう。以下同じ。)を行う者及び処分通知等(同条例第二条第七号に規定する処分通知 申請等及び処分通知等に係る事務の処理を行うシステ (同条例第二条第六号に規定する申請等を この利用

第十二条第一項ただし書を次のように改める。

交換システム取扱要領(以下「電子文書交換要領」という。)又は広島県電子申請システ 子申請システムにより受信された文書の収受及び交付についてはそれぞれ広島県電子文書 ム取扱要領(以下 電子文書等取扱要領(以下「電子文書等要領」という。)、電子文書交換システム又は電 以下 ただし、ファクシミリ装置(以下「ファクシミリ」という。 「電子メール」という。 「電子申請要領」という。)の定めるところによる。)により受信された文書の収受及び交付については広島県)及び電子通信システム

第十五条第一項中「うえ」を「上」に改め、同条第二項後段を削る。

同条第二項を削る。 第二十条第一項中 「、電子文書を除いて、 当該文書の余白に 「供覧」 と記載し」 を削 ŋ

第三十条第二項に次のただし書を加える。

ただし、 この限りでない。 文書管理システムの機能を利用して公印の押印に係る承認を受けた場合にあ

第三十条の二を削る。

第三十一条に次のただし書を加える。

ては、この限りでない。 ただし、文書管理システムの機能を利用して公印の押印に係る承認を受けた場合にあ 0

中「ファクシミリ等」を「電子文書等」に、「ファクシミリ文書取扱要領、電子メール要領 文書交換システム又は電子申請システム(以下「電子文書等」」に改め、同条第三項第三号 又は電子文書交換要領」を「電子文書等要領、電子文書交換要領又は電子申請要領」に改め 第三十三条第二項中「又は電子文書交換システム (以下「ファクシミリ等」」を「、

項」に、「うえ」を「上」に改める。 第三十七条第一項第二号イ┌中「うえ」を「上」に改め、同条第二項中「第一項」を 受及び交付についてはそれぞれ電子文書交換要領又は電子申請要領の定めるところによる。 電子文書等要領、電子文書交換システム又は電子申請システムにより受信された文書の収 第三十七条第一項本文中「うえ」を「上」に改め、同項ただし書を次のように改める。 ただし、ファクシミリ及び電子メールにより受信された文書の収受及び交付については

第五十七条を第五十八条とし、第五十六条の次に次の一条を加える。

(電子申請システムの利用による文書の事務処理の取扱い)

第五十七条 電子申請システムによる文書の収受、施行等に関する事務の処理につい この規程によるほか、電子申請要領その他の関係規程に定めるところによる。 ては

削

この教育委員会教育長訓令は、公布の日から施行する。